

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画作成主体の名称

立川市

2 構造改革特別区域の名称

立川市児童発達支援センター給食搬入特区

3 構造改革特別区域の範囲

立川市の全域

4 構造改革特別区域の特性

立川市（以下「本市」という。）は人口 18 万 6 千人、面積 24.36 平方キロメートルの都市であり、昭和 15 年（1940）に市政を施行し、昭和 38 年（1963）に砂川村と合併し現在に至っている。

本市は東京都のほぼ中央、西寄りに位置しており、多摩地区の中心部分にあつて、昭島市、小平市、日野市、国分寺市、国立市、福生市、東大和市、武蔵村山市と接している。市域の南側には東西に流れる多摩川が、北側には武蔵野台地開墾の源となった玉川上水の清流が流れ、地域は平坦である。

多摩地区最大の乗車人員数である JR 立川駅は JR 中央本線・南武線・青梅線が乗り入れ、多摩地区を南北に結ぶ多摩都市モノレール線も走る交通結節点であり、立川駅周辺は大型商業施設やオフィスが集積する一大繁華街となっている。一方で、立川基地跡に開設された国営昭和記念公園や北部の都市農業や武蔵野の雑木林など緑豊かな地域も多く、にぎわいとやすらぎがバランスよく共生している都市として発展をしている。

本市の障害児支援政策としては、平成 24 年（2012）に市役所旧庁舎を子ども未来センターとして改修し、この中に行政機能として子ども家庭支援センターと教育支援課（当時は特別支援教育課）の 2 課を設置した。子ども家庭支援センターでは発達相談や発達支援親子グループなど未就学の子どもを対象とした相談やグループ活動機能を置き、教育支援課には就学相談や教育相談など小・中学校に就学する際の相談や小・中学校に就学した後の相談機能を置いている。また、児童発達支援事業所である「ドリーム学園」を平成 27 年（2015）に保育課から子ども家庭支援センターへ移管し、発達に課題のある子どもとその家庭に対する一貫性と継続性のある支援体制の構築に取り組んでいる。

現在の課題として、多様化・複雑化する子どもやその家庭の課題に対する支援体制をより一層整える必要が出てきている。また、第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画に係る国の基本指針により、各市町村に少なくとも1か所以上の児童発達支援センターを設置することが成果目標の一つに位置づけられており、指針に則り、令和7年度に開設予定の「立川市子育て支援・保健センター（以下「当センター」という。）」に児童発達支援センターを設置する予定である。しかし、児童発達支援センターにおいては施設内で給食を調理し提供することが要件となっているが、当該施設では十分な調理スペースの確保が困難であることから、移行にあたっての障壁となっている。

5 構造改革特別区域計画の意義

児童発達支援センターは、障害児通所支援事業を実施するとともに、地域の障害児やその家族への相談や助言を行うなど、地域の中核的な役割を担う障害児の療育支援施設として位置づけられている。

本特定事業により、児童発達支援センターにおける給食の外部搬入が実施されることで、調理室スペースの最小化が図られ、施設の有効活用が可能となる。

また、当センターにおける児童発達支援事業の定員は25名と小規模であるため、当センターで提供する給食を専門の調理機材を完備し栄養士や調理師等が充実している事業者から搬入することにより、食事内容の充実や経費の削減を図るとともに、運営効率化によって節減された給食調理経費や人的資源を活用し、療育水準の充実を図っていく。

6 構造改革特別区域計画の目標

当センターの児童発達支援事業を利用する児童に対して、児童向け給食提供業務の実績のある民間事業者から外部搬入した給食を提供する。これにより、経費削減及び事業運営の効率化を図り、利用者の立場に立った適切な児童発達支援の提供を推進していく。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

給食の外部搬入を実施することで、事業運営の合理化や運営経費の削減が見込まれる。経費の削減は事業の持続可能性を高め、地域の療育拠点として安定性を高めることができる。

また、当センターへの移行に伴い、障害児及びその家族への支援・相談機能を強化することで、本市における障害児支援体制の更なる拡充を図ることができる。

8 特定事業の名称

939 児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業

別紙

1. 特定事業の名称

939 児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業

2. 当該規制の特例措置を受けようとする者

構造改革特別区域内の児童発達支援センター

3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日

令和7（2025）年6月1日

4. 特定事業の内容

構造改革特別区域内における児童発達支援センターの管理運営については本市により行う。給食については本市と民間事業者の契約に基づき、民間事業者にて調理を行い、施設まで搬送する。

5. 当該規制の特例措置の内容

(1) 環境整備

児童発達支援センターでは障害児に対する食事の提供の責任は当センターにあるものとし、給食の調理及び搬送はアレルギー除去食など利用児童個々の特性に合わせたものも含め、必要な調理器具等が整備されている搬入元の民間事業者の調理施設で同所職員が行った上で当センターまで搬送し、配膳、提供、アレルギー除去食などの確認については、民間事業者と本市が委託契約に必要事項を定めいずれかが責任を持って行う。

(2) 児童の特性に応じた対応

給食の提供は昼食1回（月4回）とし、弁当形式で提供する。献立等については民間事業者の管理栄養士が作成するとともに、除去食など個別的な対応が必要な場合は、同じ調理施設内で調理を行い搬入する。利用児童の発達状況や障害特性に応じ、児童発達支援センターにて切碎等の必要な配慮を行う。

食物アレルギー児については、年1回以上保護者から提供される医師の診断書等の指示内容に基づき除去食を提供する。また、児童の食事の様子を常に観察し、特に配慮すべき点については児童発達支援センター職員間で共有を図り、必要に応じて保護者と面接を行うなど適切な食事の提供につなげていく。

(3) 衛生管理

外部搬入を行う際の衛生基準の遵守については、「保護施設等における調理業務野委託について」（昭和62年3月9日付社施第38号）において準拠されている「病院、診療所等の業務委託について」（平成5年2月15日指第14号）第4の2の規定を遵守し、常に衛生管理を徹底する。

(4) 委託契約等の締結

当センターの給食は、本市と民間事業者が締結する契約に基づき、民間事業者の調理施設で事業者が調理を行う。調理事業者については、当センターにおける給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。

調理にあたっては「構造改革特別区域における「障害児施設における調理業務の外部委託事業」について（平成18年3月31日障発第0331011号）」の3（2）及び（3）を遵守することとし、当センターは衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たしうる体制及び契約内容を確保する。

(5) 食を通じた子どもの健全育成（食育）

給食の提供及び食を通じた子どもの健全育成（食育）については、児童発達支援ガイドラインに沿った内容を基本として実施する。

食事は大切な生活習慣のひとつであるため、食べる力の基礎を作り、食べることの楽しさや大切さを伝えるための支援を行う。

個別支援計画の中に、障害児の発育及び発達の過程並びにそれぞれの障害の特性に応じて、健康・生活に関して配慮すべき事項を盛り込み、健康な生活の基本としての食を営む力の育成を図る。

【立川市児童発達支援センターの概要（予定）】

1. 定員 25名

2. 実児童数（給食を提供する児童数。児童発達支援の利用児童のうち、通園による療育を受ける児童） 25名

3. 職員数 18名

内訳 児童発達支援管理責任者 1名

保育士・児童指導員 8名

療育補助 4名

機能訓練士 2名（理学療法士、作業療法士）

発達相談支援員 1名（臨床発達心理士）

看護師 2名

※嘱託医を除く

※保育所等訪問支援、障害児相談支援に従事する職員は含まない。

4. 調理室の面積 20 m²

5. 調理設備・器具

二層シンク、電子レンジ、冷蔵庫、電磁調理器、作業台、収納棚、消毒保管機、折りたたみ式ワゴン

6. 配送計画（案）

時 間	受託事業者	立川市児童発達支援センター
5時30分	調理開始	
10時30分	調理完了・配送準備	
10時35分	配送開始	
11時00分		受取・配膳準備
12時20分		配膳・喫食
13時10分		給食終了
14時00分	容器回収	